

保護者の皆様へ

教育委員会 児童保育課

緊急事態宣言解除後の保育所等の対応について

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご協力をいただき、感謝いたします。緊急事態宣言解除後も、都は引き続き事業者への休業要請を行い、段階的に解除しております。このため区内認可保育所等では、引き続き6月30日まで登園自粛を要請します。ただし都の段階的な休業要請の解除に伴い、保育が必要となった児童は保育の提供を行いますので、「保育利用申請書」に変更がある方は園に提出をお願いします。また保育料は6月分も日割り計算で減額をいたします。

政府の「基本的対処方針」によると、今後も持続的な対策が必要となるとして、「3つの密(密閉・密集・密接)を避ける」「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など「新しい生活様式」を定着させるように求めています。しかし、保育園はいわゆる「濃厚接触が回避できない場所」であり、乳幼児のマスクの着用の困難さ、複数の大人が出入りする場所であることから感染リスクは高くなるを得ません。そのため、以下のとおり対応を行いますので、ご理解・ご協力をお願いします。

保護者の皆様へのお願い

1. 家庭での保育が可能な日は、できるだけ家庭保育をお願いします。
2. 風邪の症状がみられる場合は、自宅で休養させてください。
3. 送迎時、石鹸での手洗い(またはアルコール消毒)を徹底していただき、また送迎時間は混雑するので、保護者や在園児との接触を短くするために支度をすみやかに済ませてください。
4. 登園後にお子様が風邪等の体調不良を訴えた場合は、園から連絡をいたしますので、お迎えをお願いします。症状がなくなるまで、自宅で休養させてください。
5. 感染が判明した場合や濃厚接触者として特定された場合は、一定期間、登園停止となります。

保育園での対応について

1. 園で朝の視診および連絡帳、健康カードで体温の確認、健康状況の確認をします。
(ご家庭で毎朝の検温、健康状況の確認をお願いします)
2. 「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、石鹸での手洗い、うがいを随時します。
3. 保育園の行事については、大勢の人が集まる状態にならないような工夫や見直しを行います。
4. 「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき園舎、玩具等の消毒をします。
5. 定期的に保育室の換気をします。
6. 職員は、毎朝検温するとともに、随時丁寧な手洗いを行い、健康管理に努めます。

今後、新型コロナウイルス感染症の発症者が出た場合や濃厚接触者が確認された場合には、関係機関と相談の上、臨時休園となることもありますので宜しくお願いします。

保育利用申請書

令和2年 月 日

(あて先) _____ 保育園

申請者(保護者) 住 所 _____

氏 名 _____

保育が必要な児童の氏名

児 童 氏 名	在籍クラス	児 童 氏 名	在籍クラス

保育が必要な理由

保 護 者 (父)	仕事の内容及び会社からの指示等・家庭保育が困難な理由	
	勤務先及び緊急連絡先が通常と異なる場合には記入	
保 護 者 (母)	仕事の内容及び会社からの指示等・家庭保育が困難な理由	
	勤務先及び緊急連絡先が通常と異なる場合には記入	

保育が必要な日に○を付けてください

月	火	水	木	金	土
---	---	---	---	---	---

保育が必要な時間

時	分	から	時	分	まで
---	---	----	---	---	----